

○須坂市森林体験活動事業補助金交付要綱

令和3年3月24日告示第72号

(趣旨)

第1 この要綱は、森林及び林業について理解と関心を深めることを目的に森林体験活動の機会を提供する森林体験活動事業（以下「活動事業」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林体験活動 森林整備や自然観察、林産物の利活用、木工・工作等により森林及び林業に関する理解や関心を深める実体験の活動のことをいう。
- (2) 団体 2人以上で構成し、活動事業を実施し、又は実施しようとするもの（法人格の有無は問わない。）をいう。
- (3) 特定財源 活動事業の経費に充当することを目的とする国、県等の助成金、参加料等その他の収入のことをいう。

(交付対象者)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公序良俗に反する目的を有する団体でないこと。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと。
- (3) 団体の代表者（法人にあっては当該法人を含む。）が市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものは、交付対象者としなない。

(交付対象事業)

第4 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものであるものとする。

- (1) 営利を目的としない活動事業であること。
- (2) 市内を含む地域で実施される活動事業であること。
- (3) 活動事業の参加者（主催者及び講師は除く。以下同じ。）の人数が5人以上であること。

(事業の種類、対象経費及び補助額等)

第5 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費等は、次の表のとおりとする。

事業	活動事業例	対象経費	補助額
1 活動事業	間伐・下刈・植樹等の森林整備体験、森林の自然観察、きのこ植菌及び炭焼き体験等林産物の利活用、木工・工作（県内産の木材を使用したものに限る。）等、森林・林業に関する理解や関心を深める森林体験活動の機会の提供。ただし、マウンテンバイク、トレイルランニング、トレッキング、登山等のスポーツは除く。	講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、郵便料、手数料、保険料、原材料費、使用料及び賃借料	5分の4以内の額。ただし、次の各号に掲げる活動事業の参加者の人数の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 5人以上15人未満 15,000円 (2) 15人以上30

	森林以外で行う活動事業	木工・工作等に係る森林体験活動の機会の提供。（県内産の木材等を使用したものに限る。）		人未満 30,000円 (3) 30人以上 40,000円
2 活動事業 以外	活動事業に資する場づくり事業（1団体につき、1会計年度に1事業を限度とする。）	県内産の木材を使用した案内板、説明板、歩道標、ベンチ等の設置及び危険木等の除去等	消耗品費、手数料、委託料、工事請負費、原材料費（県内産の木材に限る。）及び備品購入費（県内産の木材によるものに限る。）	5分の4以内の額。ただし、100,000円を上限とする。
		団体が管理する施設の修繕	消耗品費、原材料費（県内産の木材に限る。）	5分の4以内の額。ただし、40,000円を上限とする。

2 前項に規定する対象経費に対して、重複して市の他の補助金を受けることはできないものとする。

3 特定財源がある事業に対する補助額は、第1項により算出した額と、総事業費から特定財源を控除した額のいずれか少ない額とする。

4 前各項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請書等）

第6 規則第3条に規定する申請書は、須坂市森林体験活動事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の規約等
- (2) 団体の活動概要書（様式第2号）
- (3) 森林体験活動事業実施計画書（様式第3号）
- (4) 森林体験活動事業収支予算書（様式第4号）
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

（交付決定書）

第7 規則第6条に規定する決定書は、須坂市森林体験活動事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

（事業計画の変更等）

第8 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助対象者」という。）は、事業計画の変更をしようとするときは、速やかに須坂市森林体験活動事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、須坂市森林体験活動事業計画変更承認通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、須坂市森林体験活動事業中止（廃止）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第10 規則第12条に規定する実績報告書は、須坂市森林体験活動事業実績報告書（様式第9号）によるものとする。

- 2 規則第12条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、活動事業に資する場づくり事業については第4号の書類を除く。
- (1) 森林体験活動事業実施報告書（様式第10号）
  - (2) 森林体験活動事業収支決算書（様式第11号）
  - (3) 事業に係る領収書の写し
  - (4) 森林体験活動事業参加者等名簿（様式第12号）
  - (5) 活動事業の参加者等の人数が確認できる集合写真及び活動中の写真（活動事業の場合）
  - (6) 事業に係る実施前及び実施後の写真（活動事業以外の場合）
  - (7) その他市長が特に必要と認める書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して、30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（確定通知書）

第11 規則第13条に規定する確定通知は、須坂市森林体験活動事業補助金交付確定通知書（様式第13号）によるものとする。

（補助金の交付請求）

第12 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、須坂市森林体験活動事業補助金交付請求書（様式第14号）によるものとする。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第89号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。